

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和6年2月6日午後3時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番 石本 晋也	2 番 澤田 嘉之
5 番 田中 正博	7 番 山本 功
8 番 井澤 茂治	9 番 中川 茂成
10 番 田中 安弘	11 番 山本 千恵子
12 番 田中 吉照	13 番 草嶋 邦子
16 番 杉嶋 秀美	17 番 森島 隆詞
18 番 井上 和也	19 番 岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

13 番 草嶋 邦子

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番 野秋 眞秀	4 番 堀内 大
6 番 中村 正	15 番 松尾 清敏

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

14 番 新司 吉行

事務局 八田 貴史
山口 健司
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和5年度農用地利用集積計画（第9次）の決定について
報告第1号	認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について

8、署名委員

1 番 石本 晋也	2 番 澤田 嘉之
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和6年1月11日午後4時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 本日も何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、1番石本晋也委員、2番澤田嘉之委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が営農規模縮小のため、所有権の有償移転申請です。

譲受人については、経営農地は3000㎡を下回りますが、国道163号の拡幅工事に伴って営農地が縮小となった分の代替地として、今般、所有権の有償移転をされるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

1ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が農業経験が乏しく維持管理が困難ために所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は譲渡人の遠縁の親戚に当たる方で、また営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相

当と考えております。

1 ページにお戻りいただき、3 番でございます。

【 提案説明 】

場所については5 ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は成年後見人が付いておられる方で維持管理ができないため、成年後見人の方から申請があったものです。

譲受人については、経営農地は3 0 0 0 m²を下回りますが、譲渡人の管理できなくなった土地が、自身の耕作地の道を挟んで向かいの土地であり、経営規模を拡大するに当たって立地条件がよいため、今般、有償移転をされるものです。

譲受人については営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3 条第2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

続いて、2 ページをお開きいただき、4 番でございます。

【 提案説明 】

場所については6 ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢により耕作ができないため、所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3 条第2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

2 ページにお戻りいただき、5 番でございます。

【 提案説明 】

場所については7 ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は相続により取得されましたが農業経験がなく耕作ができないため、所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人については、現在、経営農地はありませんが、過去に夫の兄の農地を夫婦で2 0 年以上、手伝っていた農業経験者であり、当該地についても耕作地として再生していくとのことです。

また、当該地と同地区内にお住まいで、近隣市在住の夫の兄の農機具を借りながら、新たに購入も行なって野菜づくりをされるもので、農作業従事日数につきましても、要件を満たす計画となっています。

また、当該地の地元区水利水防組合に対しても、地元の取り決めに従う旨の誓約書を提出されており、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3 条第2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

2 ページにお戻りいただき、6 番でございます。

【 提案説明 】

場所については4 ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は2 番と同じ方で農業経験が乏しく維持管理が困難ため、所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3 条第2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第1 号の1 番については、地区担当委員の中村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

中 村 6 番、中村です。

1 番の案件につきまして、令和6 年1 月2 9 日に草嶋委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。譲受人は今回の分を併せても営農面積は3 0 0 0 m²を超えませんが、先ほどの事務局からの説明のとおり、国道1 6 3 号の拡幅工事に伴って縮小となった代替分とし購入し営農を再開されるもので、縮小前は地元のルールを守って営農をされており、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて、2 番、3 番及び6 番については、地区担当委員の石本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

石 本 1 番、石本です。

2 番、3 番及び6 番につきまして、1 月2 5 日に森島委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

2 番については、当該地は農地として適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

3 番については、譲受人は今回の分を併せても営農面積は3 0 0 0 m²を超えませんが、譲受人は隣接する農地の耕作者であり、これまでも地元のルールを守って営農をされており、今後は保全状態の当該地も含め、一体的に適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

6 番についても、当該農地は現在、保全状態ですが、譲受人は全ての農地を耕作されており、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないもの

と考えております。

以上3件につきまして、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて、4番については、地区担当委員の田中正博委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 5番、田中です。

4番につきまして、1月29日に井上副会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該農地は現在、保全状態ですが、譲受人は全ての農地を耕作されており、敷地内の倉庫につきましても、農業用倉庫として適正に使用される予定で、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて、5番については、地区担当委員の堀内委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

堀内 4番、堀内です。

5番につきまして、1月25日に中川委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該農地は現在、保全状態でした。

譲受人は他に経営農地はありませんが、過去に夫の兄の所有農地で20年以上、手伝いをされていた経験があるとのことでした。

近隣市にお住まいの夫の兄の農機具を借用しながら、新たに農機具も購入して営農を計画されており、また地元区にお住まいで、南稲水利水防組合へも地元の取り決めに従う旨の誓約書を提出いただいております。

地元担当委員としては今後も営農状況については見守ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第9次）の決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の1番から4番について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは8ページをお開きください。議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第9次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

9ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については14ページの地図のとおりです。

9ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおりです。

10ページをお開きください。3番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおりです。

10ページにお戻りいただき、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については20ページの地図のとおりです。

以上の1番から4番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から4番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、1番から4番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から4番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて5番から9番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは11ページをお開きいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については22ページ及び23ページの地図のとおりです。

11ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図のとおりです。

12ページをお開きいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおりです。

12ページをお開きいただき、7番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおりです。

12ページにお戻りいただき、8番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

12ページにお戻りいただき、9番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

以上の5番から9番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは5番から9番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、5番から9番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の5番から9番についての計画は議案どおり決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第2号の5番から9番の計画は、議案通り決定しました。

議 長 続きまして、報告第1号、認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について、を報告します。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、27ページをお開きください。報告第1号、認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については28ページの地図のとおりです。

本件は過去に別の認定電気通信事業者により、すでに設置済みの中継施設について、南側の町道拡幅工事に伴い北側へ3メートル移設する必要が発生し、施設を継承した借受人の認定事業者から申出があったものです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年2月28日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年2月28日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後4時40分